

農業次世代人材投資資金の交付を受けた者が就農しなかったなどしていて補助対象外

2件 不当金額(支出) 575万円

(前年度 4件 812万円)

1 補助事業の概要

農業次世代人材投資事業は、次世代を担う農業者となることを志向する就農希望者等への資金の交付等を行い、農政新時代に必要な人材力の強化を図るために、就農に向けて研修を受ける者(以下「研修生」)に対して、原則として年間150万円の農業次世代人材投資資金を交付する事業に要した経費について、国庫補助金を交付したものである。

農業人材力強化総合支援事業実施要綱等によれば、資金の交付を受けた研修生は、研修終了後1年以内に就農する必要があるが、就農しなかった場合は、資金の全額を返還しなければならないこととされている。また、資金の交付を受けた研修生は、資金の交付対象となった期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間等(以下「要就農継続期間」)にわたり就農を継続しなかった場合には、資金の全額を返還しなければならないこととされている。

2 検査の結果

福岡県は、研修生1名について、研修終了後1年以内に就農していなかったのに、また、公益社団法人宮崎県農業振興公社は、研修生1名について、要就農継続期間にわたり就農を継続していなかったのに、いずれも交付した資金を返還させていなかった。

したがって、2事業主体が上記の計2名に交付した資金計575万円は補助の対象とは認められず、これらに係る国庫補助金相当額計575万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める 国庫補助 金等相当額
農林水産本省	一般社団法人全国農業会議所	福岡県 (事業主体)	農業次世代人材投資	平成 29、30	円 1億9225万 (1億9225万)	円 1億9225万	円 300万 (300万)	円 300万
同	同	公益社団法人宮崎県農業振興公社 (事業主体)	同	29、30	円 1億9875万 (1億9875万)	円 1億9875万	円 275万 (275万)	円 275万
計		2事業主体			円 3億9100万 (3億9100万)	円 3億9100万	円 575万 (575万)	円 575万